

諮問番号：令和2年諮問第9号

答申番号：令和2年答申第7号

## 答申書

### 第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、生活が苦しいと主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

### 第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 平成19年6月27日、審査請求人は、処分庁に対し法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付で審査請求人世帯の保護を開始した。
- 2 令和元年8月8日、処分庁は、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の等級が、同年6月1日に2級から3級に変更されていることを確認した。
- 3 令和元年8月9日、処分庁は、同年6月分に遡って審査請求人の障害者加算を削除するとともに、これに伴い生じた生活保護費の過払い金額を同年9月から毎月○円ずつ収入に充当する内容の本件処分を行った。
- 4 令和元年9月13日、審査請求人は、審査庁に対し本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

### 第4 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、自身の○が治癒しているはずもないのに、手帳の等級が2級から3級に変更されたことに不服であり、障害者加算が削除された上に、令和元年6月から同年8月までの分の生活保護費の過払い金額について同年9月以後○円ずつ収入に充当されることとなり、生活が苦しいことから、本件処分の取消しを求めている。

## 2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の手帳の等級が3級に変更されていることを確認したため、障害者加算を削除し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第10の2の(8)に沿って、生じた生活保護費の過払い分について、9月以降に支給する生活保護費に充当したものであり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

## 第5 法令の規定等について

- 1 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- 2 障害者加算については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「告示」という。）別表第1の第2章の2の(1)において加算額（月額）が示されており、同章の2の(2)に障害者加算が行われる者が掲げられている。

障害の程度の判定については、局長通知第7の2の(2)のエの(ア)において「原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこと。」とされ、これら身体障害者手帳等を所持していない者については、同通知第7の2の(2)のエの(イ)において「保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。」とされている。「障害の程度が確認できる書類」については、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7の間65の答において、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないとされており、同手帳の「1級に該当する障害は、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳の2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。」とされている。
- 3 最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合の取扱いについては、局長通知第10の2の(8)において、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。」とされている。
- 4 勤労（被用）収入、農業収入、農業以外の事業（自営）収入及び恩給、年金等の収入以外の収入の取扱いについては、局長通知第8の1の(5)「その全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続き6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。」とされている。

## 第6 審理員意見書及び諮問の要旨

### 1 審理員意見書の要旨

(1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 処分庁は、審査請求人が、課長通知第7の間65の答の「障害の程度が確認できる書類」に当たる手帳を所持しており、その等級が2級であったことから、告示別表第1の第2章の2の(1)に基づき、障害者加算として月額〇円を加算した保護費を支給していたところ、令和元年8月8日に審査請求人の手帳の等級が、同年6月1日に2級から3級に変更されていることを確認した。

イ 処分庁が、手帳の等級変更を確認した同年8月からその前々月である6月に遡って障害者加算を削除する決定を行ったのは、手帳の3級が告示別表第1の第2章の2の(1)で示されている加算額の支給の対象外であるためである。また、同年6月から同年8月までの分の障害者加算が遡及して削除されたことに伴い、〇円の生活保護費の過払いが生じたことから、次の保護費の支給月である同年9月以後各月〇円を収入に充当する決定を行ったのは、局長通知第10の2の(8)に基づいたものである。

ウ 審査請求人は、〇が治るはずもないのに、手帳の等級が3級になったことについて不服を申し立てているが、手帳の等級変更については処分庁の権限で変更できる事項ではないため、本不服審査手続きにおいてその適否を判断することはできない。

### 2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

## 第7 調査審議の経過

### 1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

### 2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年9月1日 審査庁が審査会に諮問

令和2年9月23日 審査請求人から審査会に主張書面等の提出

令和2年9月25日 第1回調査審議（第2部会）

令和2年10月20日 第2回調査審議（第2部会）

令和2年10月21日 答申

## 第8 審査会の判断の理由

- 1 審査請求人は、第4の1の記載のとおり手帳の等級が2級から3級に変更になったことに伴って、障害者加算が取り消され、それによって生じた生活保護費の過払い金額が令和2年9月以後〇円ずつが収入に充当されることになったことにより生活が苦しいと主張していることから、本件処分に当たって、第5の法令の規定等の適用について違法又は不当な点はないかを検討する。
- 2 課長通知第7の間65によれば、手帳の等級が2級である場合、告示別表第1の第2章の2の(1)に規定する障害者加算の支給対象とされ、手帳の等級が3級の場合は、障害者加算の支給対象とされていない。
- 3 処分庁は、審査請求人が所持する手帳の等級が2級であったことから、告示別表第1の第2の2の(1)に基づき、障害者加算を加算した生活保護費を支給していたところ、審査請求人の手帳の等級が令和元年6月1日に2級から3級に変更されていることを同年8月8日に確認したことから、同年8月9日に同年6月分までの障害者加算を遡及して取り消し、局長通知第10の2の(8)に基づき、過払いとなった生活保護費を同年9月分の生活保護費において収入に充当する処分を行った。
- 4 処分庁が、令和2年9月から6箇月にわたり生活保護費において収入に充当することを決定していることについては、局長通知第8の1の(5)に基づき行われたものである。
- 5 よって、法、局長通知、課長通知等に基づき本件処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。
- 6 結論  
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

### 京都府行政不服審査会第2部会

委員（部会長）	西村	幸三
委員	小谷	真理
委員	杉江	正徳